

令和2年5月7日

保護者の皆様

守口市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、臨時休業等に関しまして、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

5月5日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、市町村立学校園の臨時休業等について要請することが決定されました。

つきましては、本市立学校におきましても児童生徒を新型コロナウイルスの感染から守るため、下記のとおり対応させていただきます。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1) 臨時休業について

令和2年5月11日～5月31日の間、守口市立学校のすべてを臨時休業といたします。

2) 登校日について

健康観察及び家庭学習等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、分散登校日を設定します。学校での滞在時間については、2時間程度とします。詳細は、明日8日に学校よりお知らせいたします。

3) 始業式について

6月1日（月）といたします。（※学校の実情に応じた形で実施いたします）

4) 児童生徒の心のケアについて

臨時休業期間中につきましても、スクールカウンセラーの活用が可能ですので、必要な場合は学校へお問い合わせください。

5) 学校施設の目的外使用について

引き続き6月30日まで、使用を不可とします。